

財務的影響に関する定量的情報の 開示が免除される場合

2025 年 4 月 30 日公表

目 的

1. 本文書は、サステナビリティ関連のリスク及び機会（気候関連のリスク及び機会を含みます。以下同じ。）に関する財務的影響の開示において、定量的情報の開示が免除されるかどうかの判断にあたって参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード

財務的影響、定量的情報、定性的情報、区分して識別、測定の不確実性

何が求められているのか

2. SSBJ 基準は、現在の及び予想される財務的影響について、定量的及び定性的情報を開示することを求めています。

[現在の及び予想される財務的影響]について、具体的には、次の事項に関する定量的及び定性的情報を開示しなければならない。（一般基準第 17 項、気候基準第 22 項）

- (1) サステナビリティ関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響
- (2) (1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、翌年次報告期間において、関連する財務諸表に計上する資産及び負債の帳簿価額に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの
- (3) サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態の変化に関する見込み。この開示を作成するにあたり、次の事項を考慮しなければならない。
 - ① 企業の投資計画及び処分計画（契約上約束していない計画を含む。）
 - ② 企業の戦略を遂行するための資金計画
- (4) サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み

定量的情報の開示が免除される場合

3. 本資料第 2 項に掲げた定めに対し、SSBJ 基準は、次のいずれかであると判断する場合には、現在の及び予想される財務的影響について、定量的情報の開示を免除する旨を定めています（一般基準第 20 項、気候基準第 25 項）。

- (1) 影響を区分して識別できない。
- (2) 影響を見積るにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でない。

免除される理由と判断にあたっての考慮事項

4. 財務的影響は、多くのリスク又は機会から生じ、財務諸表上の多くの項目に影響を与える場合があります。このため、その財務的影響を個別のサステナビリティ関連のリスク又は機会に帰属させることが困難な場合があると考えられます。このため、SSBJ 基準は、本資料第 3 項(1)及び(2)に掲げた条件のいずれかに該当する場合に、現在の及び予想される財務的影響について、定量的情報の開示を免除しています（一般基準 BC45 項）。
5. ここで、本資料第 3 項(1)の、影響を「区分して識別」できるかどうかの概念は、さまざまな会計基準で見られる概念であるため、会計基準における考え方が参考になると考えられます。例えば、日本基準においても、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」において用いられています。
6. また、本資料第 3 項(2)では、「測定の不確実性」の概念が用いられています。一般基準及び気候基準では、個々のサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響の定量化について高度の測定の不確実性を伴う場合、現在の及び予想される財務的影響を定量化できないことがある旨を明確にすることができるとの考えから、本資料第 3 項(2)の定めを置いています。「測定の不確実性」の概念は、国際会計基準審議会（IASB）の「財務報告に関する概念フレームワーク」において用いられており、財務報告書における貨幣金額が直接には観察できず、その代わりに見積らなければならない場合に生じる不確実性とされており、本資料第 3 項(2)の定めを適用するうえで参考になると考えられます。

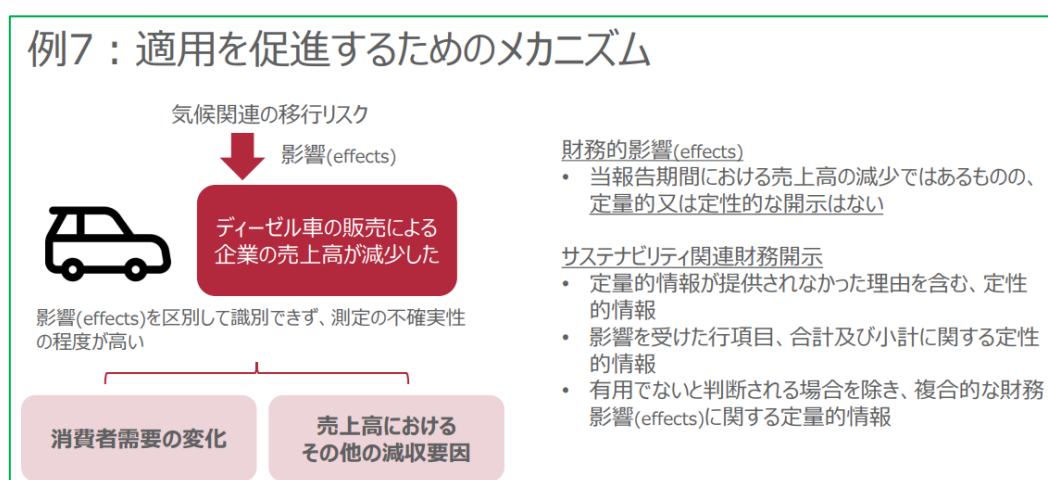
定量的情報を提供する必要はないと判断した場合の開示

7. SSBJ 基準は、本資料第 3 項に掲げた定めに従い、財務的影響の開示において定量的情報を提供する必要はないと判断した場合、次の事項について開示することを求めています（一般基準第 22 項、気候基準第 27 項）。
 - (1) 定量的情報を提供していない理由
 - (2) 当該財務的影響に関する定性的情報（サステナビリティ関連のリスク又は機会が影響を与える可能性が高いか、影響を与えた、関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を含む。）
 - (3) 財務的影響の開示において定量的情報を提供する必要はないと判断した事項に関するサステナビリティ関連のリスク又は機会と、他のサステナビリティ関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な財務的影響に関する定量的情報（この複合的な財務的影響に関する定量的情報が有用でないと企業が判断する場合を除く。）

8. 本資料第 7 項(2)の、財務諸表の行項目¹、合計及び小計を開示するという定めは、企業が個々のサステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響に関する定量的情報を提供できない状況においても、財務諸表上のどの領域がサステナビリティ関連のリスク又は機会の影響を受けた可能性が高いか又は受けることになるかを強調することができるため、有用であると考えられます（一般基準 BC48 項）。

具体例

9. 本資料第 3 項に関して、ISSB が公表した教育的資料では、気候関連の移行リスクを識別した企業の例が、次のように示されています。この例は、SSBJ 基準の適用にあっても参考になると考えられます。



（出典：ISSB 教育的資料「現在の及び予想される財務的影響（パート2）」10 ページ）

定量的情報の開示が免除される他の場合

10. SSBJ 基準は、プロポーショナルリティの課題に対処する観点から、企業が定量的情報を提供するスキル、能力又は資源を有していない場合に、予想される財務的影響について、定量的情報の開示を免除する旨を定めていますが、この定めについては、本文書の対象外としています。

関連する SSBJ ハンドブック

- 「財務的影響の開示と財務諸表との関係」

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以 上

¹ 「行項目」には、我が国において「表示科目」と呼ばれているものが含まれると考えられます（一般基準 BC47 項）。